

# 食と農の振興部測量・調査等業務検査要領

## (趣旨)

第1 食と農の振興部が行う測量及び調査業務の適正な履行を確保するため、地方自治法第234条の2第1項に規定する検査の実施に関する事務の取扱については、地方自治法施行令、奈良県契約規則その他別に定めがあるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

## (用語の意義)

第2 この要領において、用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 監督職員 食と農の振興部測量作業等監督要領（令和2年3月30日農振第45号の36）及び食と農の振興部地質調査監督要領（令和2年3月30日農振第45号の37）に定める総括監督員、主任監督員又は監督員

## (検査の種類及び時期)

第3 検査員が行う検査は、次に掲げる種類及び時期とする。

- (1) 確認検査： 測量及び調査業務の完成を確認するための検査で、受注者から作業完了届の提出があり、監督員の成果品検査が完了したとき。
- (2) 出来高検査： 作業の既済部分を確認するための検査で、作業の完成前に受注者から部分払いのための既済部分検査請求書の提出があり出来形監督員検査が終了したとき。

## (検査員の資格)

第4 検査員になることの出来る者は、事業に従事する主査以上の職員とする。(以下「検査員資格者」という。)

## (検査命令)

- 第5 確認検査にあつては、監督職員による成果品照査終了の報告がある毎に、所属長が当該検査を第4に規定している検査員資格者に検査の執行を命ずるものとする。
- 2 出来高検査にあつては、出来形監督員検査終了後、所属長が検査員資格者に検査の執行を命ずるものとする。
- 3 所属長は、その規模、工種等を考慮して複数の検査員資格者に検査を命ずることができる。
- 4 検査員とは、1～3項により所属長から検査の執行を受けた者をいう。
- 5 上記1～3項により難しい場合、所属長は、事業担当課長あるいは他課の所属長に検査を依頼することが出来る。(第5号様式)検査依頼があつた所属長は検査員資格者に検査の執行を命じ、検査依頼所属長に検査の実施を通知する。(第6号様式)

(検査対象)

第6 食と農の振興部が行う全ての測量及び調査業務とする。

(検査の実施)

第7 検査は、測量及び調査業務が契約書、設計図書、共通仕様書、特記仕様書及び、その他各種基準等（以下、「契約図書」という。）に基づき適正に履行されたかどうか、実地に内業検査（書類検査）により行う。

(検査の立会)

第8 所属長は、検査員の検査に際しては当該業務を担当する監督職員及び関係職員を立会させなければならない。

2 受注者の検査立会については、別の定めるところによる。

(監督職員の検査準備)

第9 監督職員は、確認検査及び出来高検査に際し自ら、又は受注者に指示して次の各号に掲げる書類を準備しなければならない。

- (1) 契約図書
- (2) 測量及び調査業務成果品
- (3) 測量及び調査業務管理記録
- (4) 指示書、承諾書、打合せ記録簿
- (5) その他必要と認められる資料

(手直しの指示等)

策10 検査員は、確認検査を行った結果、手直しの必要があると認めるときは、速やかに手直し業務指示書（第1号様式）を作成して、監督職員を通じて受注者に交付するものとする。

2 検査員は、前項の規定により手直しを指示したときは、直ちに手直し業務指示報告書（第2号様式）を作成し、所属長に報告しなければならない。

3 所属長は、受注者から手直し業務完了届（第3号様式）を受理したときは、速やかに監督職員に確認させなければならない。

(手直し確認検査)

第11 所属長は、監督職員から手直し業務の完了確認の報告を受けたときは、速やかに検査員に検査の執行を命ずるものとする。

2 検査員は、手直し業務の検査が終了したときは、直ちに手直し業務検査報告書（第4号様式）により、所属長に報告しなければならない。

(注意事項)

第12 検査員は、確認検査を行った結果、軽微な手直しの必要があると認められるとき、

又は手直しの必要はないが受注者に注意等の指導を行う必要があると認められるときは、第10の規定にかかわらず直ちに監督職員の立会のもとで受注者に指示又は注意するものとする。

- 2 前項の軽微な手直しの完了については、監督職員は完了を確認のうえ当該検査員に文書により報告するものとする。

#### (検査の中止)

第13 検査員は、検査の実施に当たり、次の各号のいずれかに該当するときは、検査を中止し、直ちに所属長に報告して、その指示を受けなければならない。

- (1) 受注者、又は主任技術者、若しくはその使用人等が検査の執行を妨害し、又は検査員の指示に従わず、検査の実施が困難なとき。
- (2) 成果品が、設計図書に著しく相違し、業務内容に重大な欠陥があるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、検査することが不相当と認められるとき。

- 2 所属長は前項第1号及び第2号に該当する事実があると認めたときは、測量・調査業務等委託契約書第19条の規定に基づく契約の解除を含め、適切な措置を検討するものとする。

#### (検査結果の報告)

第14 検査員は、確認検査を完了した場合は、遅滞なく当該検査の結果について測量・調査業務(完了)確認書(様式1)により、所属長に報告するものとする。

本課契約にあっては、さらに所属長から知事に当該確認書を添付した確認報告書(様式2)により報告するものとする。

- 2 部分引渡し検査を完了した場合は、測量・調査業務(出来高)確認書(様式1)により、所属長に報告するものとする。

本課契約にあっては、さらに所属長から知事に当該確認書を添付した確認報告書(様式2)により報告するものとする。

#### 附則

##### 〔施工期日〕

この要領は平成12年11月1日から施行する。

この要領は平成21年9月1日から改正施行する。

この要領は平成31年3月1日から改正施行する。

この要領は令和2年4月1日から改定施行する。